

〔第一問〕

今年度の理論問題は、問1が個別問題、問2が事例問題の計2問で出題された。

問1の売上げに係る対価の返還等を述べる問題については、正確に記述できたかどうかであり、ミス避けたい問題である。

問2は、それぞれの事例について提出すべき届出書及び提出時期述べる問題であった。届出書及び時期についてはどのような手続きをするかを述べ、理由については条文の内容を簡単に触れていれば十分であったかと思われる。

〔第二問〕

今年度の計算問題は、税理士試験の消費税法の計算問題において初めて税抜経理を行っていた問題で、また、その経理処理も間違いが含まれており、混乱を誘発させるものであったように思われる。

税込金額に戻して考えれば難易度も落ちると考えられるため、処理能力を問われている問題でもあった。

1 納税義務の判定

本問では、過去の事業年度における納税義務の有無の指示がないため、自分で判定することとなるが、当事業年度の判定ができていればさほど問題はないと思われる。

基準期間における課税売上高を求める際には、事業年度が1年でない期間があるため、これを1年換算する必要がある。

2 リサイクル預託金

リサイクル預託金の授受については、消費税法上、金銭債権の譲渡として扱い非課税取引となる。したがって、当該金額を非課税売上に計上し、課税売上割合の計算上、分母に算入する。

3 輸出販売車両の返品

【輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律】第13条には、「次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの（関税が無税とされている物品については、当該物品に関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。）を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。」とあり、輸出販売車両の返品は【関税定率法】第14条（関税の無条件免税）第10項において規定する「本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の際の性質及び形状が変わっていないもの」に該当し、輸入の際の引き取りに係る消費税が免除される。

4 労働者派遣料及び通勤手当

甲社は課税仕入れとはしていないが、消費税法上、課税仕入れとなり、共通対応として処理する。

5 健康診断費用

甲社は課税仕入れとはしていないが、消費税法上、課税仕入れとなり、共通対応として処理する。

6 商品券及びビール券

甲社は課税仕入れとして処理しているが、消費税法上、課税仕入れとはならない。

7 海外出張先での接待費

甲社は課税仕入れとして処理しているが、消費税法上、課税仕入れとはならない。

8 地代

構築物等がないため、土地の賃借に該当し、課税仕入れとはならない。

9 事務機リース

甲社は課税仕入れとして処理しているが、前事業年度において、税額控除しているため、当期においては課税仕入れには該当せず、何ら処理をしない。

10 修繕費

保険会社から受け取った損害賠償金と相殺されているため、当該金額を加算する。

11 来日中の非居住者に支払ったホームページ翻訳料

役務の提供の場合の内外判定の基準は、役務の提供をした場所であることから、国内取引となり、課税仕入れに該当する。

12 土地の交換及び整地費用

土地を交換する際の譲渡対価は、交換により取得した土地の時価である。

当該土地の整地費用は課税仕入れとなるが、本問においては、販売用車両の展示場として使用することから、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れとして処理する。

13 ゴルフ会員権

ゴルフ会員権のうち、返還されないものは課税仕入れとなり、共通対応として処理する。